

①<<都市再生>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	福岡市	公園の占有許可の指定管理者への委任	<p>【現状】 指定管理者制度を導入している都市公園においては、行為許可を指定管理者に委任することが認められている。他方、占有許可については、指定管理者への委任が認められていない。 このため、イベント主催者は、指定管理者に行為許可申請を、市に占有許可申請を行う必要があり、負担・手間が生じている。</p> <p>【提案内容】 イベント開催のための短期の占有許可について、指定管理者への委任を可能とする。</p>	<p>都市公園法により、公園を占有しようとする場合は公園管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>また、国交省通知において、占有許可は指定管理者に行わせることができる事務の範囲外であると明記されている。</p>	<p>都市公園法第6条及び第7条</p> <p>指定管理者制度による都市公園の管理について(平成15年9月2日付国都公緑第76号)</p>	<p>提案の対象は、都市公園法において公園管理者の占有許可を要するとされている事項のうち、都市公園法第7条第1項第6号に係る施設(競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する催しのため短期間設けられる仮設工作物)に限ることとする。</p> <p>また、委任に際しては、占有許可の基準や、判断に疑義がある場合の公園管理者への相談義務について、指定管理者に書面で示すことを必要とする。</p>	国土交通省	<p>「指定管理者制度による都市公園の管理について(平成15年9月2日付国都公緑第76号)」により、指定管理者が行うことができる管理の範囲は、地方公共団体の設置に係る都市公園について公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務(占有許可、監督処分等)以外の事務(行為の許可、自らの収入とする利用料金の收受等)としており、占有許可は公園管理者が行うこととしています。</p> <p>占有許可とは、都市公園内に公園施設以外の工作物の設置を認めることであり、許可の運用次第では都市公園の効用を著しく阻害するおそれがあり(公園施設の破損、風致及び美観の棄損、占有物による公園利用者への危害等)、行為の許可等に比べて慎重に運用されるべき事務です。そのリスクの性質を踏まえると、期間の長短に関わらず当該許可については、都市公園全体を長期的かつ多角的な視野から管理を行う責任を有する公園管理者が行うことが適切です。</p> <p>なお、イベント主催者の負担・手間の軽減のため、各種許可申請の窓口を指定管理者に一元化し、イベント主催者からの公園管理者に対する占有許可申請は指定管理者を通じて行う等の運用が可能です。</p>